

令和7年度 公文書開示（3月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	R8.3.3	R8.3.12	令和4年12月28日付で通知した「東京都若年被害女性等支援事業について当該事業の受託者の会計報告に不正があるとして、当該報告について監査を求める住民監査請求監査結果」の監査にあたり監査対象局、受託者等より取得した事業の支出に関する領収書等の一切の証憑（写し含む）。				1											請求に係る公文書は、取得の事実が確認できないものであり、現に保有しておらず、存在しない。	監査事務局総務課
2	R8.3.6	R8.3.12	審査請求に対する裁決について 審査請求人への送付状	13		1				1								(7条2号) 特定の個人の情報を識別することができる情報であるため。	監査事務局総務課
3	R8.3.6	R8.3.12	東京都情報公開審査会答申第1170号（令和8年2月5日交付）を受け、監査委員・事務局が行った開示に関する以下を含む一切の文書 ・請求人への通知・連絡（各種決定通知（添付資料含む）、連絡メール等）及び請求人に開示した文書 ・請求人から取得した文書（通知・連絡に関するメールや文書含む） ・各種決定の検討資料（対応方針の検討メモ、会議資料、起案回議決裁等） なお、決定期限の起算は処分（開示決定等）時点基準（令和6年（行コ）第123号）に留意されたい。 （審査請求に対する裁決について、審査請求人への送付状を除く）				1											請求に係る公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	監査事務局総務課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
4	R8. 3. 10	R8. 3. 24	東京都情報公開審査会への諮問について 東京都情報公開条例第20条の規定に基づく諮問について（答申）	10	1														—	監査事務局総務課
5	R8. 3. 10	R8. 3. 24	審査請求書 審査請求に係る弁明書の作成について 東京都情報公開審査会への諮問及び弁明書の送付について 審査請求に係る理由説明書の提出について 審査請求に対する裁決について	42	1					1									(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため	監査事務局総務課
6	R8. 3. 10	R8. 3. 24	令和6年11月11日に東京都情報公開審査会に諮問した「結果通知日が令和〇年〇月〇日である住民監査請求案件についての結果通知等をする決裁文書」の不開示決定に対する審査請求（諮問第1792号）に関して監査委員が取得及び作成した資料のうち以下のもの ・反論書					1											請求に係る公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	監査事務局総務課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。